

社会福祉法人セイワ 障害者支援施設（通所）みやうち 利用料金表

【生活介護】

平成21年 4月 1日現在

運 営 規 程 第 8 条 第 2 ・ 3 項 関 係	1. 介護給付				
	指定生活介護に通常要する費用につき、厚生労働大臣が定める基準を下回らない範囲内において市町村長が定める基準により算定した額（その額が当該指定生活介護に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定生活介護等に要した費用の額）。以下、算定方法を当該施設該当部分のみ抜粋（法定代理受領となる場合にはこの分の料金負担は無い）。				
	項 目		単 位	金額（()内は利用者負担分）	
	(1) 基本単価	生活介護サービス費（40人以上60人以下） 人員配置体制加算Ⅲ 福祉専門職員配置体制加算Ⅱ	区分2以下	551 単位	5,846円（585円）/1 日
			区分3	595 単位	6,312円（632円）/1 日
			区分4	661 単位	7,013円（702円）/1 日
			区分5	911 単位	9,665円（967円）/1 日
			区分6	1,195 単位	12,678円（1,268円）/1 日
	(2) 加算単価	初期加算		30 単位	318円（32円）/1 日
		訪問支援特別加算	月2 回迄 1時間未満	187 単位	1,984円（199円）/1 回
			月2 回迄 1時間以上	280 単位	2,970円（297円）/1 回
		欠席時対応加算	1日につき 月4 回迄	94 単位	997円（100円）/1 日
		リハビリテーション加算	1日につき	20 単位	212円（22円）/1 日
		利用者負担上限額管理加算	1日につき	150 単位	1,591円（160円）/1 回
		食事提供体制加算	1日につき	42 単位	445円（45円）/1 日
(3) 級地区分率	川崎市（特甲地）			千分の1,061	
利用者負担の算定方法	(1)+(2)による1ヶ月のサービス合計単位数×(3)級地区分率×10%（1割分） ただし金額は小数点以下切捨てなので、1ヶ月の合計単位数で計算した場合、多少の誤差が出ます。 なお、利用者負担には以下の配慮措置があります。 1 所得段階別の月額上限設定 2 高額障害福祉サービス費（償還払い方式） ※具体的な金額は受給者証に記載のとおり。				
運 営 規 程 第 8 条 第 4 項 関 係	2. 特定費用			金額	
	項 目	説明			
	食費1			400円/1回	
	食費2	食事提供加算対象者		230円/1回	
	3. 支給外サービス			金額	
	項 目	説明			
	送迎サービス	施設～自宅（付近）間		無 料	
	入浴サービス（普通浴槽）			500円/1回	
	延長サービス	17:30～21:00		800円/0.5時間	
	有料送迎サービス	延長サービス利用後の送りなど		1,000円/片道	
通所利用時間内の外出支援	行事計画以外に希望する外出の交通費、入園料、食事代等の自己負担分		実 費		
クラブ活動（任意参加のみ）	フラワーアレンジメント 材料費として		500円/1回		
食事キャンセル料	前日17:00までに連絡が無い場合		230円/1回		